

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成20年 3 月 5 日（水曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ並びに施政方針説明
- 日程第 5 議案第 1 号 愛西市寄付金条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 愛西市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 愛西市児童厚生施設設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5 号 愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 6 号 愛西市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 7 号 愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第 8 号 平成19年度愛西市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第13 議案第 9 号 平成19年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第14 議案第10号 平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第15 議案第11号 平成19年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第16 議案第12号 平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第17 議案第13号 平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第18 議案第14号 平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第19 議案第15号 平成20年度愛西市一般会計予算について
- 日程第20 議案第16号 平成20年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第21 議案第17号 平成20年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第18号 平成20年度愛西市老人保健特別会計予算について
- 日程第23 議案第19号 平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第24 議案第20号 平成20年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第21号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第26 議案第22号 平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第23号 平成20年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第28 請願第 1 号 後期高齢者医療制度の実施中止を求める意見書の提出についての請願について
- 日程第29 陳情第 1 号 市町村管理栄養士設置に関する陳情について

- 日程第30 陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情について
- 日程第31 陳情第3号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書の採択を求める陳情について
- 日程第32 陳情第4号 愛西市火葬場計画の見直しを求める陳情について
- 日程第33 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（30名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷲野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君
15番	後藤 和巳 君	16番	堀田 清 君
17番	加藤 和之 君	18番	古江 寛昭 君
19番	大島 功 君	20番	大宮 吉満 君
21番	永井 千年 君	22番	黒田 国昭 君
23番	中村 文子 君	24番	加藤 敏彦 君
25番	加賀 博 君	26番	宮本 和子 君
27番	石崎 たか子 君	28番	佐藤 勇 君
29番	太田 芳郎 君	30番	柴田 義継 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木 忠男 君	副市長	山田 信行 君
教育長	五富利 清彦 君	会計室長	杉山 政男 君
総務部長	中野 正三 君	企画部長	石原 光 君
教育部長	水谷 洋治 君	経済建設部長	篠田 義房 君
上下水道部長	若山 富士夫 君	市民生活・保健部長	八木 富夫 君
福祉部長	加賀 和彦 君	消防長	古川 一己 君

佐 屋
總 合 支 所 長
八 開
總 合 支 所 長
藤 松 岳 文 君
水 谷 正 君

立 田
總 合 支 所 長
佐 織
總 合 支 所 長
飯 田 十志博 君
伊 藤 忠 俊 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 會 事 務 局 長
書 記
伊 藤 辰 雄
田 尾 武 広

議 事 課 長 服 部 秀 三

午前10時00分 開会

○議長（佐藤 勇君）

今日は、議員全員御出席でございますので、よって定足数に達しております。ただいまから平成20年3月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・会議録署名議員の指名につきましてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、21番・永井千年議員、22番・黒田国昭議員、この御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、平成20年1月10日に議会運営委員会が開催され、日程等を御協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

議長から御指名でございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る平成20年1月10日に、委員全員と副議長さんにも出席をいただき開催しました結果、会期は本日3月5日から3月24日までの20日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より24日までの20日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より24日までの20日間と決定をいたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催をされておりますので、御報告をしていただきます。

最初に、海部南部水道企業団議会議員の岩間泰彦議員、お願いいたします。

**○7番（岩間泰彦君）**

では、海部南部水道企業団の報告をいたします。

海部南部水道企業団の平成20年第1回定例会が、2月20日から2月26日まで同事務所にて開催され、次の議案が付議されました。

議案第1号：海部南部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、議案第2号：海部南部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号：海部南部水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例について、議案第4号：海部南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号：平成19年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第3号）について、収益的収入、補正額168万円、予算総額23億480万9,000円。収益的支出、補正額1,543万1,000円、予算総額22億2,272万7,000円。資本的収入、補正額、減額で1億1,016万2,000円、予算総額3億6,952万4,000円。

付議されました議案第1号から第5号について審議いたしました結果、全員賛成で承認・可決されました。

議案第6号：平成20年度海部南部水道企業団水道事業予算について、収益的収入、予算総額で23億2,035万1,000円。収益的支出、予算総額21億8,413万9,000円。資本的収入、予算総額で6億1,094万8,000円。資本的支出、予算総額16億7,192万1,000円。

以上、付議された議案第6号について審議いたしました結果は、賛成多数で承認・可決されました。

なお、追加として、談合情報などについて一般質問が行われました。談合情報が寄せられたという問題につきましては、企業団は調査を既に行い、談合の事実はなかったという答弁でございまして、3月1日から公正入札調査委員会設置要領及び談合情報対応マニュアルを施行し、運用することに決まりました。

以上で報告を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、海部地区環境事務組合議会議員の榎本雅夫議員、お願いをいたします。

**○6番（榎本雅夫君）**

海部地区環境事務組合議会の報告をいたします。

平成19年第2回海部地区環境事務組合臨時会が12月25日、新開センターで行われました。

付議事件として議案第13号：海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、全員賛成で可決されました。

続きまして、平成20年第1回海部地区環境事務組合議会定例会が2月18日、新開センターで行われました。

付議事件として、議案第1号：平成19年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について。補正額は減額5,640万7,000円、補正後の予算総額44億1,837万9,000円で、全員

賛成で可決されました。

それから、議案第2号：平成20年度海部地区環境事務組合一般会計予算についてであります  
が、予算総額は46億5,871万9,000円で、全員賛成で可決されました。

次に、経過報告については添付させていただきましたので、お目通しのほどよろしくお願  
いします。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

次に、海部地区休日診療所組合議会議員の後藤和巳議員、お願いをいたします。

○15番（後藤和巳君）

では、報告させていただきます。

平成20年2月1日金曜日、午前10時より海部地区休日診療所2階組合議会会議所において、  
平成20年第1回海部地区休日診療所組合議会定例会が行われました。

議事内容といたしまして、議案第1号：海部地区休日診療所組合職員の勤務時間、休暇等に  
関する条例の一部改正について、議案第2号：海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条  
例の一部改正について、議案第3号：海部地区休日診療所組合職員等の旅費に関する条例等  
の一部改正について、議案第1号、2号、3号とも全員賛成で可決されました。

議案第4号：平成19年度海部地区休日診療所組合一般会計補正予算（第1号）について、補  
正額1,859万1,000円、内容は繰越金でございます。補正後の予算総額1億2,809万1,000円とな  
り、全員賛成で可決されました。

議案第5号：平成20年度海部地区休日診療所組合一般会計予算について、20年度予算総額1  
億1,323万円ということで、全員賛成で可決されました。

専決第1号：専決処分した事件の承認についてを審議いたしました結果、全員賛成で可決さ  
れました。

以上、報告を終わります。

〔発言する者あり〕

○議長（佐藤 勇君）

その部分だけやってください。

○15番（後藤和巳君）

ただいま報告しました付議事件、議案第1号、第2号、第3号について全員賛成と答弁いた  
しましたが、ここに誤りが生じまして、議案第1号、第2号の二つについては賛成多数で可決  
されました。第3号については、全員賛成で可決されました。

以上、訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（佐藤 勇君）

それでは次に、海部地区水防事務組合議会議員・八木一議員、お願いをいたします。

○12番（八木 一君）

それでは、報告をいたします。

海部地区水防事務組合は平成20年2月4日月曜日、飛島村役場におきまして平成20年第1回定例会が開催をされました。

付議事件といたしまして、専決第1号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について審議をされまして、全員賛成で可決をされました。

議案第1号：平成19年度海部地区水防事務組合一般会計補正予算（第2号）について、補正額2万4,000円、補正後の予算総額2,646万7,000円。これも全員賛成で可決をされました。

議案第2号：平成20年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出予算について、予算総額2,636万円です。これも全員賛成で可決をされました。

議案第3号：監査委員の選任につき同意を求めることについて、識見を有する者、選出といたしまして、七宝町の監査委員であります猪飼信行氏が選任をされました。

議案第4号：監査委員の選任につき同意を求めることについて、議会議員選出といたしまして、津島市選出議員の東国伸氏が選任をされました。

ともに全員賛成で可決をされております。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成19年11月から平成20年1月までにに関する出納検査についての検査報告がありました。また、市長より、愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出をされました。それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ並びに施政方針説明

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第4・市長招集あいさつ並びに施政方針説明を議題といたします。

市長、お願いをいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

本日、ここに平成20年3月愛西市議会定例会を招集を申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、年度末を控え何かと御多用の中、全員の皆様に御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。それと同時に、一言おわびを申し上げます。

去る2月14日の全員協議会の場で、不適切な報告によりまして議員各位を初め関係の皆さんに御迷惑をかける事態を招いたことをおわび申し上げます。市としましてもこれを踏まえて、情報公開と個人情報保護制度遵守のための体制づくり、実施機関全体を含めた一体的な運用方法を早急に確立し、あわせて全職員に対して個人情報などの取り扱いに万全を期すよう再認識をさせてまいる所存であります。どうぞよろしくお願い申し上げますと同時

に、おわびを申し上げる次第でございます。

それでは、ごあいさつに入らせていただきます。

本年最初の定例会に当たり、平成20年度予算案並びに関連諸議案の審議をお願いするに際しまして、私の任期も1年を残す年度を迎えるに当たりまして、市長就任時に公約してまいりました内容につきましては、交際費の削減、市長報酬の1割カット、職員削減などの行財政改革、そして総合計画策定への市民委員の参加、あるいは障害者福祉、子育て支援としまして、障害者の就労生活支援事業、ファミリー・サポート・センター事業及び不登校の児童・生徒の適応指導教室の新年度の実施、あるいは全小学校区への児童館・子育て支援センターの建設、また小・中学校を主に耐震化工事、河川改修整備及び自主防災会の設置の推進などなど、議員各位を初め市民の皆様の御理解と御賛同をいただきながら、各諸事業の推進を図ることができました。こうしたことにも感謝を申し上げながら、新年度の市政運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

国の経済は長い低迷から脱し、一部の弱さが見られるものの、企業の業績に支えられ、好調な景気が維持されていると考えます。しかしながら、サブプライムローン問題、原油高、穀物価格の高騰などの海外経済の動向もあり、市民生活に影響を及ぼす経済の不安材料を抱え、市財政においてもその影響を懸念するところであります。

さて、愛西市でございますが、これまでに経験したことのない少子・高齢化の進展に伴い、扶助費や社会保障関連経費が増加をし、一方では地方交付税や国庫補助金が削減され、税財源の増加も期待できないなど、本市を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況にあります。

こうした中で、平成20年度は愛西市の第1次総合計画の初年度であります。第1次総合計画では、市民の思いを起点に生活課題を軸とした成果目標が明らかにされました。この成果目標を達成するために、市民と行政がお互いの力を発揮し、ともにづくり、ともに支え合う地域社会を形成し、まちの将来像である「人々が和み、心豊かに暮らすまち」の実現を目指してまいります。

また、行政改革大綱第1期推進計画である集中改革プランに基づき、行政運営に行政評価の仕組みを起点とした経営理念を導入し、庁内全体で計画・実行・評価・見直しのPDCAサイクルを確立し、成果志向型の事業展開を考え、行政活動全般において有効性・効率性・経済性を追求しながら、一貫性のある継続的改善を行うことにより、本市独自の行政経営システムの構築を目指してまいります。

平成20年度予算編成に当たりましては、自主財源が乏しい市の財政構造を踏まえ、「入るをはかりて出るを制す」という原点に返り、また、集中改革プランで示しております平成27年度の財政目標数値達成に向け、事務事業の見直しや歳出全般にわたる予算枠配分を行い、予算の編成を行いました。新年度の一般会計及び特別会計並びに水道事業会計を合わせた予算総額は355億2,958万9,000円で、前年比5.8%の減となっております。

一般会計の歳入歳出予算総額は195億4,500万円で、全年度比3.5%の増となっております。一般会計を主に、その概要を総合計画の基本計画における理念別に御説明を申し上げます。

「和み」としまして、犯罪が少なく、幾つになっても安心して平和に暮らせるまちをつくる施策では、勝幡駅前広場整備事業を引き続き進めるための詳細設計委託料等と、市内の道路改良工事費を計上しております。

「ゆとり」として、住みなれた地域で、心豊かにゆったりと過ごすことができるまちをつくる施策では、昨年12月定例会において、対象者の拡大の条例改正をお願いいたしました子ども医療扶助及び消費生活や多重債務者相談事業のための相談員配置の費用を計上いたしました。

「安心」として、地域の中でお互いが支え合い、安心して暮らせるまちをつくる施策では、平成22年度までの学校施設耐震補強計画により、小・中学校の建物耐震補強工事で、小学校4校と中学校1校の工事費を計上、総合斎苑建設に向けての土地購入費、造成工事費、基本設計及び実施設計委託料等を計上しております。

「快適」として、生活環境の快適性が図られ、利便性に配慮されたまちをつくる施策では、農業集落排水事業では、最終整備地区の立田地区処理場工事費等を初め、公共下水道事業の推進のため特別会計への繰り出しと、今後の市庁舎のあり方について検討をいただくための委員会費用を計上しております。

「便利」として、仕事をしていても、年をとっても、便利に暮らすことのできるまちをつくる施策では、児童館・子育て支援センターの3施設を整備するための工事請負費など、そしてファミリー・サポート・センター事業委託料を計上しております。

「健やかに」として、未来に向けて子供たちの健やかな成長を願い、その環境があるまちをつくる施策では、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、健康診査・特定健康診査・生活機能評価事業を進め、不登校の児童・生徒に対し、学校復帰支援を行うことを目的とした適応指導教室を開設するための費用を計上いたしました。

なお、予算の詳細につきましては、概要書にまとめさせていただいたものをお手元に示させていただいておりますので、よろしくお願いをします。

次に、条例の制定及び改正を6議案お願いしております。このうち主なものについて述べさせていただきます。

寄付金条例の制定につきましては、寄附金を通して市民が行政に参加しやすい環境づくりを整え、寄附金の使途の透明性を高めるため、基金の設置を含めお願いするものであります。

後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、市が行う事務を定めるため、制定をお願いするものであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、法律の改正により、育児短時間勤務制度を導入するに当たり、関係条例の改正を一括してお願いするものです。

早尾地区排水施設の指定管理者の指定につきましては、供用開始に伴い、指定管理者選定委員会の結果に基づき指定をするものであります。

また、平成19年度一般会計及び特別会計補正予算7議案をお願いしております。事業の実績見込みによります補正をお願いしております。

以上、本議会には条例制定と改正、指定管理者の指定、平成19年度補正予算及び平成20年度予算の合計23件をお願い申し上げます。

御提案申し上げます議案につきましては、それぞれ担当部長から詳細説明をさせていただきます。各議案とも十二分に御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第1号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第5・議案第1号：愛西市寄付金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

議案第1号：愛西市寄付金条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

愛西市寄付金条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出いたしますのは、寄附金を通して市民が行政により参加しやすい環境づくりを整備するとともに、寄附金の使途の透明性を高めるために条例を制定する必要があるからでございます。

それでは、次ページをお開きください。

愛西市条例第1号：愛西市寄付金条例の内容について、御説明を申し上げます。

まず、本条例の内容といたしましては、寄附者が寄附の使い道として選択できる事業について定めますとともに、寄附金の受け入れ、あるいはその運用管理、また運用状況の公表などについて定めるものでございます。

第1条、目的でございますが、寄附金を行政運営にかかわる市民参加の手法の一つとして考えております。寄附金目的に基づく市民の皆さんの意向を直接的に反映できる仕組みを整備するとともに、寄附金の使途についての透明性を高めるということについて、この目的を定めるものでございます。

第2条の事業の区分の関係でございます。先ほど申し上げました第1条に示す目的を具体化するため、いわゆるその寄附金を用いて実施する事業について定めたものでございます。寄附者の方が市のどの施策分野に寄附金を用いたのか、選択しやすいようにメニュー化したものでございます。第1号から第6号までの区分につきましては、御案内の第1次愛西市総合計画の六つの理念を掲げております。

次に第3条、基金の設置の関係でございます。寄附金の管理運用を適正・明確にするために基金の設置について定めるものでございます。基金の名称につきましては、寄附金の使用目的が総合計画をもとにしている関係から、市民参加による「だれもがともに聞き、ともに支えるまちづくり」という施策方針から創造いたしまして、愛西市市民協働まちづくり基金を設置するということでございます。

それから、第4条の寄附金の指定等の関係でございますが、寄附金は寄附者の意向に基づい

て運用していくことについて定めたものでございます。

第1項は、寄附者は第2条各号に定める事業区分の中から、みずからの寄附金を運用したい事業を指定できるという規定でございます。

次ページ、第2項の関係につきましては、寄附者より事業の指定がない場合には、市長が第2条に定める各事業区分の各号から事業の指定を行うことができるという規定でございます。

第3項は、市長は事業指定を行った結果、寄附者に報告をしなければならないという規定を3項で設けております。

第5条、寄附者への配慮の関係でございますが、寄附者の意向を十分に把握するとともに、事業に対する寄附金の活用や、基金の運用を行わなければならないということについて定めたものでございます。

次に第6条、基金への積み立てでございます。寄附金については基金へ積み立てて管理運用することを原則といたしますが、市長が特に必要と認める場合におきましては、市の一般会計、特別会計、あるいは水道事業会計の需要費に充てて運用ができるということについて定めたものでございます。

なお、ここで市長が特に必要と認める場合とはこういったケースが想定できるかということでございますが、寄附者の方が迅速な事業の着手を期待されて、その寄附金が財源として適当な規模で、なおかつ当該年度における計画実施期間が十分な場合と、そういったケースが考えられるのではないかと考えております。

それから第7条、基金の管理について定めたものでございますが、これは基金に積み立てられた現金の保管方法、運用方法について定めたものでございます。

次に第8条、基金の運用益金の処理の関係でございますが、基金から発生した利子などの運用利益の処理の方法について定めたものでございます。

次に第9条、基金の処分、これにつきましては基金の処分について定めたものでございます。

第10条、繰りかえ運用につきましては、基金の現金を一時的に繰りかえて使用することができるということについて定めたものでございます。

次に、次ページの第11条の寄附金の受け入れの関係でございますが、これは寄附金の受け入れについては随時行うものということで、条文の整備を図ったものでございます。

第12条につきましては、運用状況の公表ということで、寄附者の受け入れ状況や、あるいはその寄附金の使い道など、運用状況の公表について定めたものでございます。

第13条につきましては、詳細の部分については規則に委任するという委任事項の規定でございます。

なお、この条例につきましては、附則といたしまして、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第2号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第6・議案第2号：愛西市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、議案第2号をお願いいたします。

愛西市後期高齢者医療に関する条例の制定についてでございます。

愛西市後期高齢者医療に関する条例を別紙のように定めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成20年4月から後期高齢者医療制度の開始に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律の規定によりまして、この条例を定める必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、1ページのところをお願いいたします。

愛西市条例第2号、愛西市後期高齢者医療に関する条例でございます。

まず、第1条といたしまして趣旨でございます。この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則その他の法令及び愛知県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、市が行う後期高齢者医療の事務について必要な事項を定めるものでございます。

第2条におきまして、市において行う事務を定めております。市は保険料の徴収並びに政令第2条並びに省令第6条及び第7条に規定をする事務のほか、次に掲げる事務を行うものでございます。1号につきまして、広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係ります申請書の提出の受け付けを初めといたしまして8号まで定めております。内容におきましては、各種それぞれの申請書の受け付け及び通知書の作成並びに引き渡しといったような事務でございます。

めくっていただきまして第3条でございますが、3条におきましては、保険料を徴収すべき被保険者を定めたものでございます。1号より4号までの被保険者で、対象は普通徴収者並びに特別徴収者でございます。

次に第4条でございます。普通徴収に係ります保険料の納期を第1期より第6期にわたり定めたものでございます。なお、この納付月におきましては、国保・介護と同様月となっております。

めくっていただきまして、第5条をお願いいたします。第5条におきましては、延滞金を定めております。市税の例によって計算をいたしました金額に相当する延滞金額を加算して納付していただく定めでございます。2項につきましては、延滞金の減額また免除の規定でございます。

第6条におきましては、委任について定めております。条例の施行に関しまして必要な事項は規則で定めるといった条文でございますが、今のところ規則で定めるものにつきましては、納付書等の様式を規則で定める予定となっております。

第7条、第8条、第9条につきましては、罰則規定でございます。

附則といたしまして、施行日、第1条、この条例は、平成20年4月1日から施行をするものでございます。

第2条といたしまして、平成20年度におけます普通徴収に係る保険料の納期の特例について定めたものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第3号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第3号：地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、議案第3号：地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、内容の御説明をさせていただきます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児短時間勤務制度の導入がなされたのに伴い、改正する必要があるからでございます。

それでは、内容の説明につきましては、恐れ入りますが別に議案第3号、資料がお手元にあるかと思えます。新旧対照表をごらんいただきたくお願いを申し上げます。

この条例は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例及び職員の給与に関する条例の3条例を一つの条例で改正をお願いをするものでございます。

最初に、愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正でございますが、第2条第2項は新たに加えるもので、育児短時間勤務の承認を受けた職員の1週間当たりの勤務時間を法律の規定に基づき、任命権者が定めるものとするということでございます。

第3項におきましては、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の導入により、再任用短時間勤務職員の定義の改正でございます。

2ページをお願いいたします。

第4項は、短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を定めるものでございます。

第3条第1項及び第2項につきましては、週休日と勤務時間の割り振り規定を改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第4条第2項は、特別の形態により勤務する短時間勤務職員の週休日について規定を改めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第8条第1項の宿日直勤務及び第2項、超過勤務を命ずることのできる場合は、公務の運営に著しい支障がある場合とするものでございます。

第12条は、年次有給休暇規定に「育児短時間勤務職員等」を加えるものでございます。

5ページをお願いいたします。

続きまして、愛西市職員の育児休業等に関する条例の改正でございますが、第1条は、地方公務員の育児休業等に関する法律において、条例に委任している条例番号等の追加でございます。

6ページをお願いいたします。

第3条では、再度の育児休業をすることのできる特別事情に、第3号として負傷等による育児休業が中断した場合の再度育児休業ができる場合の規定を加えたものでございます。

7ページをお願いいたします。

第4号の規定につきましては、現行第3号の条文との同趣旨の文でございますので、文言の改正をさせていただいたものでございます。

8ページでございますが、第8条は、現行第6条の育児休業職員の復帰後の給料の調整規定の改正でございます。

第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員の規定の追加でございます。

9ページをお願いいたします。

第10条につきましては、育児短時間勤務終了後1年を経過する以前に、同じ子供さんについて育児短時間勤務をすることのできる特別の事情を規定するものでございます。

11ページをお願いいたします。

第11条につきましては、交代制等勤務職員のための勤務形態を規定するものでございます。

第12条は、勤務の承認または期間延長の請求手続の規定をし、第13条は、取り消しする場合の事由を規定するものでございます。

12ページをお願いいたします。

第14条につきましては、承認が失効した場合において、引き続き同様の勤務をさせることのできるやむを得ないと認める事情の規定でございます。

第15条は、短時間勤務職員への書面通知の規定を定めるものでございます。

第16条におきましては、育児短時間勤務職員等の給与条例の特例として読みかえを規定するものでございます。

飛びまして、15ページをお願いを申し上げます。

第18条でございますが、短時間勤務職員の給与条例の特例で、これも読みかえの規定でございます。

16ページをお願いをいたします。

第19条第2項につきましては、部分休業ができない職員として「育児短時間勤務職員等」を加えるものでございます。

17ページをお願いいたします。

第20条は、部分休業の承認の条文の整備でございます。

18ページをお願いいたします。

最終ページでございますが、愛西市職員の給与に関する条例の改正では、この改正条例で、職員の勤務時間は、休暇と勤務時間、休暇等に関する条例を改めたものによるものでございます。

附則といたしましては、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第4号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第4号：愛西市児童厚生施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第4号：愛西市児童厚生施設設置条例の一部改正について、御説明をさせていただきます。

愛西市児童厚生施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出させていただきますのは、児童遊園を撤去することに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おはねをいただきまして、愛西市条例第4号：愛西市児童厚生施設設置条例の一部を改正する条例。

愛西市児童厚生施設設置条例（平成17年愛西市条例第94号）の一部を次のように改正する。

内容といたしましては、別表にございます日置児童遊園でございますが、この項を削るものでございます。日置町地内にあります児童遊園につきまして、道路拡張に伴い廃止させていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第5号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第9・議案第5号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（加賀和彦君）

議案第5号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について、御説明をさせていただきます。

す。

愛西市ちびっ子広場設置条例（平成17年愛西市条例第95号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、ちびっ子広場を新設及び移設することに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚めくっていただきまして、愛西市条例第5号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部を改正する条例。

愛西市ちびっ子広場設置条例（平成17年愛西市条例第95号）の一部を次のように改正するというもので、内容でございますが、新たに新設をいたしました大井同所ちびっ子広場の追加と、それから西八幡ちびっ子広場の移設をさせていただきましたが、住所の改正をさせていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第6号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第10・議案第6号：愛西市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第6号：愛西市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを御説明させていただきます。

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年愛西市条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第6号：愛西市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。愛西市介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年愛西市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の見出し中、「及び平成19年度」を「から平成20年度までの各年度」に改め、同条に次の1項を加えるというものでございます。

税制改正の影響によりまして、介護保険の保険料が大幅に上昇するものにつきまして、平成18年度及び平成19年度に講じた保険料の激変緩和措置が平成20年度も講ずることができるように国の政令が改正されましたので、本条例を改正するものでございます。

以下、別添の資料に基づきまして説明をさせていただきますので、資料の方をごらんいただきたいと思っております。

新旧対照表を資料として出させていただきます。

まず、第2条の見出しでございますが、改正前は平成18年度及び平成19年度における保険料等の特例ということになっておりましたが、これを先ほど申し上げましたように、激変緩和措置を20年度まで対象とするということに改正させていただくものでございます。第4項にその20年度の措置を追加をさせていただくものでございます。

第1号でございますが、こちらの方につきましては、第1段階から第4段階に上がった方について、年額4万6,200円を3万8,300円に軽減するものでございます。

はねていただきまして第2項でございますが、第2段階から第4段階に上がった方について、4万6,200円を3万8,300円に軽減するものでございます。

第3号につきましては、第3段階から第4段階に上がった方について、4万6,200円を4万2,000円に軽減するものでございます。

第4号につきましては、第1段階から第5段階に上がった方について、5万7,700円を4万6,200円に軽減するものでございます。

第5号につきましては、第2段階から第5段階に上がった方について、5万7,700円を4万6,200円に軽減するものでございます。

はねていただきまして、第6号につきましては、第3段階から第5段階に上がった方について、5万7,700円を4万9,800円に軽減するものでございます。

第7号につきましては、第4段階から第5段階に上がった方について、5万7,700円を5万3,500円に軽減させていただくものでございます。

議案にお戻りをいただきまして、附則でございますが、この条例につきましては、平成20年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第7号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第11・議案第7号：愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、議案第7号：愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定について、御説明をさせていただきます。

愛西市早尾地区排水施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

指定する名称でございますが、愛西市早尾地区排水施設。指定管理者となる団体でございますが、愛西市早尾町南前並10番地2、早尾地区排水施設管理組合でございます。3. 指定の期間でございますが、平成20年4月1日より平成23年3月31日までの間でございます。

なお、この理由でございますが、4月よりの供用開始に伴いましてお願いするものでございますが、愛西市早尾地区排水施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

はねていただきまして、第7号の資料ということで、この指定管理者の選定結果につきまして、過日この選定委員会において御指定をいただいたそれぞれの経過書が添付してございます。なお、この中で理由でございますが、ちょっと読ませていただきますと、3番のところ、早尾地区農業集落排水処理施設等の設置の目的、これは限られた区域の排水をよくする施設でございます。それから、現状の管理体制、地域住民により組織された管理組合等への委託と。それから経緯、地元申請で建設段階からのかかわり合いなどを踏まえ、早尾地区排水施設の管理運営に関し、早尾地区排水施設管理組合を指定管理者の候補者として指定することが最適であるというように御判断をいただいたわけでございます。

以上、簡単でございますが、よろしく願いいたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

ここで10分間の休憩をとらせていただきます。

再開は、この時計で11時5分から再開いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第8号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第12・議案第8号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第8号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億7,518万2,000円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ201億9,423万2,000円とするものでございます。

御案内のとおり、このたびの補正予算につきましては、事業費の確定あるいは決算見込み等の精査による減額補正が主な内容でございます。したがって、私の方から一括して主な内容について歳出から順次御説明を申し上げますので、御了承をいただきたいと思います。

それでは、16ページ、17ページをお開きください。

歳出の16、17ページ、まず1款議会費の関係でございますが、記載のとおり旅費を初め議長交際費、あるいは会議録委託料等に係る経費を精査いたしまして、補正額といたしまして226

万円を減額するという内容でございます。

次に、2款総務費の関係でございますが、ホームページシステム借上料を初めといたしまして、電算機器更新等に係るシステム保守委託料、あるいはシステム借上料、これはいずれも事業費の確定でございますが、また電子自治体推進協議会負担金の確定により、それぞれ減額をしております。

また、基金費では、各基金から生じた利子について追加をするという内容でございます。次の18、19ページをお開きください。

選挙費の関係でございますが、これも昨年度執行されました各選挙費について精査をいたしまして、減額をするという内容でございます。

よって、総務費につきましては、差し引き補正額1,330万5,000円の追加という内容になっております。

次に20ページ、21ページをお開きください。

3款民生費の関係でございますが、敬老式に係る各経費、また外出支援サービス、あるいは訪問介護員派遣事業、次のページをお開きください。記載にございます老人福祉施設の保護措置費、また高齢者タクシー扶助費など、これはいずれも事業費を精査し、減額をするということで今回お願いをしております。

また、繰出金におきましては老人保健特別会計へ、これは医療給付費分として繰り出しをするものでございます。また、介護保険特別会計へは事務費分として繰り出しをするものでございます。

そして、負担金におきましては、後期高齢者医療事務費についてそれぞれ追加をするという内容でございます。

次の児童福祉費の関係でございますが、児童扶養手当、あるいは保育所運営委託料、また民間保育所運営費補助金についても、これは国庫負担金等の確定、あるいは保育所園児・児童事業収入見込み等の、これは歳入にも関連をいたしますが、各事業費について精査をし、減額をするという内容でございます。

また、児童館建設に伴う土地購入費も確定をいたしまして、この購入費につきましても減額をさせていただくものがございますが、財源内訳といたしまして、これは入の方にも計上をしておりますけれども、このたびの国の補正予算で追加がございました合併補助金、これは3,000万円の追加があったわけでございますが、これを充当するということと、あるいは合併特例債も当初満額借入を予定しておりましたが、そういった合併補助金を充当することによりまして一部財源的な振替をしております。

よって、民生費につきましては、差し引き補正額5,350万1,000円の追加という内容になっております。

4款衛生費の関係でございますが、これは予防接種を初め各健診事業費の精査をいたしまして、3,950万円を減額するという内容でございます。

次に、6款農林水産業費の関係でございますが、次のページをお開きください。湛水防除事

業、あるいは緊急農地防災事業に係る負担金が確定してまいっておりまして、それに伴う事業の精査による減、あるいは農業集落排水事業特別会計繰出金、この関係も減をしておりますが、これは事業費の精査により減額をするという内容でございます。

農林水産業費につきましては、トータルといたしまして4,849万3,000円を減額するというものでございます。

次に、8款の土木費の関係でございますが、これもそれぞれ各事業の事業費が確定してきております。橋梁耐震補強工事、あるいは道路台帳整備委託料初めといたします各委託事業関係の減額、また事業費精査によります公共下水道特別会計への繰出金について減額をするというものでございます。したがって、土木費につきましては7,543万9,000円を減額するというものでございます。

9款消防費の関係でございますが、これも事業費の確定によりまして、耐震性貯水槽新設工事、あるいはその工事に関連いたします設計監理委託料について、トータルといたしまして247万5,000円を減額するという内容でございます。

次ページをお願いします。

10款の教育費の関係でございますが、これも事業費が確定しております小・中学校の耐震補強工事、あるいは立田体育館アスベスト工事を減額するという内容でございます。また一方で、準要保護児童就学援助認定者の増加に伴いまして援助費を追加するという内容で、今回補正予算の方を計上させていただいております。したがって、教育費につきましては、差し引き補正額7,382万1,000円を減額するというものでございます。

以上が歳出の主な概要でございます。

恐れ入ります。歳入の関係について説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

歳入の関係につきましては、この8ページから15ページにかけてそれぞれ経費の方を計上させていただいておりますが、総体的に、特定財源といたしまして、事業費の確定による国・県支出金を初めといたしまして、各基金から発生いたします利子の追加や、あるいはその事業の確定に伴いまして合併特例債の減額という内容についてお願いをしております。また、一般財源といたしましては、昨年9月にお認めをいただきました繰越金の追加を初めといたしまして、財源調整として財政調整基金を減額し、収支の均衡を図っております。また、第2表 地方債補正におきましては、合併特例債の減額によりそれぞれ限度額の変更をお願いしております。

簡単でございますが、一般会計の補正予算の説明については以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第9号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

日程第13・議案第9号：平成19年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第9号：平成19年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ279万1,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ3億279万1,000円とするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、歳入から御説明をさせていただきます。

7ページ、8ページをお開きください。

まず、この内容につきましては、財産運用収入におきまして、これは基金から生じた利子分279万1,000円を追加するという内容でございます。

続きまして9ページ、10ページをお開きください。

ここの歳出の内容につきましては、先ほど申し上げました基金の利子分、いわゆる279万1,000円を土地開発基金に積み立てるということで、補正の方をお願いしております。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第10号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第14・議案第10号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、議案第10号をお願いいたします。

平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございます。

まず、事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ225万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ71億3,472万4,000円とするものでございます。また、直営診療施設勘定におきましても、歳入歳出それぞれ81万円を追加いたしまして、補正後の総額それぞれ1億6,954万1,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、事業勘定の歳入の方から御説明を申し上げたいと思いますので、6ページ、7ページをお願い申し上げます。

歳入でございますが、今回の補正につきましては、事業勘定におけます支払準備基金から生じてまいります運用収入を基金に編入をするための補正でございます。

基金預金利子といたしまして、225万5,000円でございます。

歳出をお願いいたします。8ページ、9ページになります。

先ほどの土地取得と同じ内容でございますが、準備基金への積立金といたしまして、225万

5,000円でございます。

次に、直営診療施設勘定をお願いいたします。

こちらの方も歳入の方から御説明をさせていただきますが、6ページ、7ページをお願いをいたします。

こちらも先ほどと同じように、直営診療施設勘定におけます八開診療所の運営準備基金から生じます運用の収入を基金に編入をするための補正でございます。診療所運営準備基金利子といたしまして81万円の補正でございます。

めくっていただきまして、8ページ、9ページでございますが、歳出、診療所運営準備基金への積立金といたしまして81万円でございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第15・議案第11号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第15・議案第11号：平成19年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、続きまして議案第11号をお願いをいたします。

平成19年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億5,000万円を追加をいたしまして、補正後の総額をそれぞれ53億7,660万9,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出の方から御説明を申し上げますので、9ページ、10ページをお願いをいたします。

19節負担金、補助及び交付金で1億5,000万円の補正でございます。これは医療給付費の増加に伴いますところの補正でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

戻っていただきまして7ページ、8ページ、歳入でございますが、先ほども一般会計からの繰り入れということで御説明をいただきましたとおり1億5,000万、一般会計からの繰り入れをもって充てさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第12号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第16・議案第12号：平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第12号：平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ273万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ33億5,881万2,000円とさせていただきます。サービス事業勘定につきましては、それぞれ1,275万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算それぞれ2億1,362万5,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容につきまして、保険事業勘定の歳出から御説明させていただきます。8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

まず、総務費の一般管理費でございますが、委託料で218万4,000円、これは介護保険システムの改修委託でございますが、20年度も激変緩和の対応を図るための改修でございます。

それから基金の積立金でございますが、介護保険準備基金の積立金として55万2,000円を積み立てさせていただきます。これは利子の積み立てということになりますが、歳入の方で御説明をさせていただきますが、お戻りいただきまして6ページ、7ページをごらんください。

国庫補助金でございますが、先ほど申し上げましたシステム改修に対する補助金がついておりますので、こちらの方81万円の補正をさせていただいております。

それから、基金利子といたしまして55万2,000円、それから事務費繰入金といたしまして137万4,000円、先ほどのシステム改修に係る経費ですが、補助金を除いた分について繰入金として計上させていただきました。

続きまして、サービス事業勘定の歳出について御説明を申し上げます。

この予算書の最後のページになりますが、8、9ページをお開きいただきたいと思います。

介護予防支援事業費といたしまして、委託料で1,275万4,000円の減額でございます。要支援1・2のケアプラン作成の委託料でございます。結果が出た人がすべて利用されなかったことによりまして、減額をお願いするものでございます。

続いて歳入でございますが、1枚戻っていただきまして、介護予防支援計画費収入でございますが、介護報酬でございますが、歳出で減額させていただきました分を減額させていただくものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第17・議案第13号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第17・議案第13号：平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、議案第13号：平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ5,268万9,000円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ10億3,041万1,000円とするものであります。

それでは、補正の内容につきまして歳出の方から御説明申し上げますので、12、13ページの方をごらん賜りたいと思います。

こちらの方はそれぞれ数値を上げさせていただいておりますが、事業の精査に伴いまして数値が確定してまいりましたので、委託料、工事請負費ともにそれぞれ減額の補正をさせていただいております。それから負担金、それぞれ補償・補てんについても当初見込みよりも少なく済んだというようなことで、減額の補正をお願いいたしております。

それから、施設管理費の方でも同様に、管理組合の維持管理請負料につきましても、精査の結果、減額というようなことでお願いをいたしております。

それから、コミュニティ・プラント事業等についても、これは永和台の関係でございますが、先ほどと同様で、事業精査に伴って減ってまいった分を減額をお願いしておるものでございます。

それから、基金積立金ということで3,617万8,000円、これは農業集落排水事業等の積立金ということで、各組合別の余剰金等についての積み立てをお願いするものでございます。

それでは戻っていただいて、歳入の8、9ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の方も先ほどの歳出と同様でございますが、事業精査等に伴って歳入の事業費のそれぞれ精査をさせていただいて、上げさせていただいたものでございまして、農業集落排水事業等の分担金、それから維持管理分担金につきまして、それぞれ加入者分担金が数値が伸びてまいりましたので、この分で補正の数値をお願いしたものでございます。

それから、使用料等につきましては、それぞれ減ってまいったということでございます。

そして、県補助金の方では当初多く見ておったわけですが、事業が少なく済んだということで、それに伴いまして県費補助等も減ってまいったということで、減額の補正をさせていただき、なおかつ一般会計での繰り入れについても当然引き続いて減額をさせていただき、繰り入れを減らさせていただいたという数値でございます。

甚だ簡単ですが、以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第14号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第18・議案第14号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、議案第14号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ7,735万6,000円を減額いたしまして、

歳入歳出それぞれの総額を11億9,892万4,000円とさせていただくものでございます。

内容につきましては、歳出、12、13ページの方をごらん賜りたいと思います。

これも先ほどの特別会計と同様で、事業精査に伴いまして、それぞれ減額の補正をお願いしておるものでございまして、賃金で臨時職員等についても当初より減らさせていただくということで302万4,000円の減額をお願いしております。事業精査でございますので、それぞれ委託料、工事請負費ともどもにこのように減額をお願いをいたしております。

それから、19節の負担金、補助及び交付金で1,184万3,000円、これは逆にふえておりますが、これは愛知県が事業主体としてやっていただいております処理場用地の買収等、それから施設の処理場の工事費等に増をされまして、その事業費の確定に伴って愛西市分の負担金がふえてまいったということで、今回補正をお願いしておるものでございます。

それから、補償・補てんで大きく7,971万円の減、これも予想よりはるかに少なく補償が済んだということで、減額をさせていただいております。

それから、25の積立金で4,717万円、公共下水道事業積立金として組ませていただいておりますが、次年度以降、下水道工事の進捗率を進めるために一部積み立てをさせていただくものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、歳入の方で8、9ページでございますが、これも先ほどの歳出の事業費等の確定に伴いまして、それぞれ国庫補助金、県費補助金、確定がまいっておりますので、それぞれ入の分で追加数値を上げさせていただいております。

それから、一般会計の繰り入れについては、補助金等の精査の絡みで繰り入れが少なく済んだということで、減額精査をさせていただいております。

甚だ簡単でございますが、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第19・議案第15号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第19・議案第15号：平成20年度愛西市一般会計予算についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第15号：平成20年度愛西市一般会計予算について、御説明を申し上げます。

平成20年度一般会計予算の予算総額につきましては195億4,500万円となりまして、対前年度に比べ3.5%の増となっております。これ以降予算の主な内容につきましては、恐れ入りますが、お手元に配付をしております予算概要書によりまして順次御説明を申し上げますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、まず予算概要書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の総括、歳入の関係から順次御説明を申し上げます。

まず最初に、市税の関係につきまして、総務部長より御説明を申し上げます。

##### ○総務部長（中野正三君）

それでは、2ページの第1款市税を御説明を申し上げます。

市税総額といたしましては、73億8,161万1,000円で、前年度に比べ132万円の増額となっております。少し少額の微増となっております。内訳でございますが、市民税の個人分における現年課税分でございます。そして、33億3,000万の計上となっております。前年度に比べまして9,700万円の減額となっておりますが、これにつきましては、住宅借入金等特別税額控除が20年度から適用されることになりましたので、また所得の伸びが見込めないというため、こういう形になっておるものでございます。

固定資産税の現年度分につきましては33億3,604万円で、前年度に比べまして7,764万円の増額となっております。以下、企画部長より御説明を申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは私の方は、2款の地方譲与税以降の主な歳入の内容について御説明を申し上げます。

まず、2款の地方譲与税の関係でございますが、現時点では暫定税率が継続されるものとして、前年度同額の3億4,000万円を計上いたしました。

3款利子割交付金から8款の地方特例交付金の各交付金につきましては、県の交付総額ベースでの試算、あるいは交付実績等を勘案いたしまして、それぞれ計上をしております。

次に、9款の地方交付税の関係でございますが、この交付税につきましては、国の出口ベースの見込み、あるいは過去の実収入額等を勘案いたしまして、前年度とほぼ同額に近い37億円を計上いたしました。

次に、13款国庫支出金の関係でございますが、これは都市計画街路事業補助金、安全・安心な学校づくり交付金の補助金の減が主な要因となりまして、10億8,507万6,000円を計上いたしました。

次に、14款県支出金の関係でございますが、この内容につきましては後期高齢者医療の実施に伴う後期高齢者医療保険基盤安定負担金、あるいは御案内のように入・通院対象年齢の拡大による子ども医療費補助金などの増によりまして、12億1,205万円を計上いたしました。

15款財産収入の関係でございますが、これは日銀の公定歩合の引き上げによる預金金利等の上昇、また各基金の運用状況の結果から、これに係る利率を0.45%見込み、3,516万1,000円を計上しました。

次に、20款市債の関係でございますが、児童館3館の建設事業、あるいは総合斎苑の建設事業、また小・中学校耐震補強事業などへの合併特例債の増額によりまして、18億7,290万円を計上いたしました。

以上で、歳入の主な内容について終わらせていただきます。

次に、歳出の主な内容について説明に入らせていただきます。

まず最初に、総務部長から説明を申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、16ページの一般会計予算の概要の歳出、1款議会費をお願いを申し上げます。

議会費総額2億7,019万3,000円となっておりますが、前年度に比べ268万1,000円の増となっ

ております。主な増額のものでございますが、議員共済会負担金が負担率の改正によりまして144万円の増、そして旅費で54万3,000円の増でございますが、これは東北での会議が予定されておりますので、お願いをするものでございます。

次に17ページ、2款総務費1項総務管理費のうち2目秘書費でございますが、旅費として愛知県市長会市長海外行政調査旅費として150万円を計上いたしまして、交際費110万円の計上でございますが、前年度に比べまして20万円の減額となっております。3目文書広報費のホームページの委託料でございますが、4月より新しいホームページとなるものでございますが、20年度として新たに外国語版を作成するに当たりまして、委託料297万2,000円をお願いしているものでございます。

下段、1目一般管理費、報酬でございますが、一番下のところに庁舎検討委員会委員報酬としまして、20年分78万2,000円を新たに計上させていただいております。

18ページをお願いいたします。

下段のところに、備品購入費として佐屋地区巡回バス1台の買いかえのため、673万3,000円をお願いしているものでございます。

20ページをお願い申し上げます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費の選挙人名簿等作成委託料323万円のうち、裁判官候補者名簿調製のためのシステム改修費として、172万2,000円をお願いをしているものでございます。

3目では、7月に執行されます農業委員会委員一般選挙費779万2,000円と、旧土地改良区の総代選挙の費用をお願いしているものでございます。

22ページをお願いいたします。

7項防災費、1目災害対策総務費で、佐屋地区の防災行政無線整備工事のため、2,299万1,000円をお願いしているものでございますが、これで市内を統一した移動系無線の整備を終えることとなるものでございます。

23ページの2項徴税費、1目税務総務費で市税還付金4,700万円の計上でございますが、前年度に比べ3,000万円の増額をさせていただいております。これは年度間の所得変動によります還付を行うため、お願いをするものでございます。

2目賦課費、納期前納付報奨金が3,800万円となっておりますが、2,000万円の減でございます。これは、昨年3月定例会におきまして条例改正をお願いしたものによるものでございます。

そして、委託料の不動産鑑定業務委託料で1,326万円の減額と、固定資産評価作業委託料で1,008万円の減となっております。これはともに平成21年度の評価がえに向けての委託料が減となったことでございます。

次に、企画部長より御説明を申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、企画部所管の予算の主なものについて御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、24ページをお開きください。

まず、9目の企画費の関係でございますが、委託料といたしまして、行政経営システム構築等支援委託料の関係でございます。これは既に議員の方にも御案内のとおり、ロジックモデルシートを活用し、各事務事業が有効であるかを点検する、いわゆる有効性評価システムを試行的に導入するための職員研修等の実施、また新たに新年度、市民まちづくり委員会を設置する予定でありますので、その活動のサポート支援として、この関係につきましましては前年度と同額の予算をお願いをいたした経緯でございます。

25ページの方へ目を移していただきたいと思います。

6目の住宅統計調査費でございます。453万9,000円計上をしておりますけれども、これは5年に1度の指定統計である住宅土地統計調査事業費について新規に計上をさせていただきました。

次に、財政管理費の関係でございます。4目財政管理費の中で、地方公営企業等金融機構出資金290万円について新規に計上をさせていただきました。これは国の機関である公営企業金融公庫の廃止によりまして、新たに地方公営企業等金融機構が、これは地方団体すべてでございますが、地方団体が関与するという形になりますけれども、そういった機構が設立されるために、出資金ということで290万円出資するものでございます。それに伴う予算として計上させていただきました。

それから、6目の財産管理費の関係でございます。公有財産台帳整備委託料といたしまして1,331万4,000円を計上しております。これは、旧町村での公有財産の把握方法が統一されておりました。それで、今後整備しなければならないという、新しい公会計制度も入ってくるわけございまして、そういった制度への対応も視野に入れまして、将来的に売却可能資産の把握、あるいは土地の評価方法の検討も含めて公有財産台帳を整備したいということで、新たにそれに係る経費ということで委託料を計上させていただきました。

それから、10目の基金費の関係でございますが、これにつきましましては歳入で申しあげましたように、利率0.45%を見込んで積立金の方を計上しておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、次の26ページをお願いいたします。

ここで電子計算費の関係でございますが、使用料等の関係で、システム借上料の関係で、対前年比約2,200万円ほど減になっておりますが、これはシステムリースの満了による減ということで、内容を精査して計上させていただいておりますので、よろしくをお願いをいたします。

続きまして、福祉部長より御説明を申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

29ページをごらんいただきたいと思います。

報酬におきまして、障害者福祉計画策定委員会委員報酬、あるいは災害時要援護者支援計画策定委員会委員報酬等、新規事業で上げさせていただいております。障害者福祉計画につきましましては、平成21年から23年度までの3年間の計画を策定していくものでございまして、別途関連経費として、委託料といたしまして策定委託料を計上させていただいております。それから、

災害時要援護者支援計画でございますが、災害時の要援護者情報の共有、あるいは避難支援のためのマニュアル作成等を進めていきたいということで計上させていただきました。関連経費といたしまして、委員旅費、あるいは策定委託料等も計上させていただいております。

続きまして、31ページをごらんいただきたいと思います。

工事請負費並びに備品購入費でございますが、障害者自立支援対策臨時特例基金市町村事業補助金、これは10分の10の補助ですが、こちらを活用いたしまして、公共施設の多目的トイレにオストメイトの設置を進めていきたい。あるいは備品購入につきましては、就労支援センターの備品等を購入していきたいということで計上させていただいております。

それから、32ページをごらんいただきたいと思います。

上段の方ですが、補助金ですが、通所サービス利用促進事業、あるいはその下の障害者共同生活介護等事業費、それからその下の相談支援事業立ち上げ支援費でございますが、19年度でも一部補正等もお願いをいたしました。障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策として引き続き計上をさせていただいております。

43ページをお願いいたします。

児童福祉関係でございますが、報酬の欄ですが、次世代育成支援行動計画でございますが、こちらにつきまして、平成22年度から5年間の計画の策定に着手をいたしますので、その経費を計上させていただいております。関連経費として、委託料につきましても策定委託料ということで計上させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

それから、46ページをお願いしたいと思います。

児童館建設費でございますが、工事費、設計管理委託料、備品費等3億900万円余の予算を計上させていただきました。よろしくをお願いいたします。

続きまして、保健部長より御説明申し上げます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは私の方からは、まず最初に保険年金課の関連する部分でございますが、ページは47ページ、48ページにわたっております。48ページの方をごらんをいただきたいと思います。

主なものについて御説明をさせていただきます。

新たにこの20年4月より実施をされます後期高齢者医療事業でございます。広域連合より健康診査委託料で、特定健診等が始まります関係で予算を計上させていただいております。

健康診査委託料といたしまして、新たに3,886万5,000円の計上でございます。健康診査委託に関連する金額でございます。そして、負担金といたしまして、後期高齢者医療費の市の負担分といたしまして、療養給付費といたしまして3億2,661万9,000円の計上をさせていただいております。また、広域連合への事務費につきましては、今現在も出しておりますが1,427万3,000円計上でございます。

繰出金でございますが、後期高齢者医療特別会計繰出金といたしまして1億6,826万9,000円の予算でございます。それぞれ特別会計の方へ事務費として繰り出す金額999万7,000円、そして保険基盤安定繰出金といたしまして1億5,827万2,000円を繰り出すものでございます。

次に、8目になります福祉医療費でございます。こちらの扶助費、子供医療扶助費でございますが、この3月までは現行就学前までの入・通院を助成いたしておりましたが、4月より新たに小学校1年生から中学校3年生までの入院、そして市単独で小学校1年生から小学校3年生までの通院の助成を拡大するものでございます。予算額といたしまして3億3,669万2,000円の計上でございます。

続きまして、環境課の所管する部分でございますが、概要書49ページから51ページにわたっております。

50ページをお願いいたします。

こちらの方で、7目で総合斎苑建設費を新設させていただいております。総合斎苑の建設検討委員会の報酬等につきましては、前年度まで4目の方でございましたのをこちらの方へ移管をさせていただいております。本年度新たに総合斎苑の基本設計、並びに実施設計等の委託料を含めまして、地質調査、また用地取得に係ります登記委託料、そして物件調査等の金額を合わせまして、委託料といたしまして9,840万円の計上をさせていただいております。そして、土地購入費でございますが、公有財産購入費といたしまして4億1,000万の計上、そして造成工事費といたしまして5,500万円の計上をさせていただいております。総合斎苑建設費といたしまして、5億7,367万8,000円を計上させていただいております。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、健康推進課の所管する部分でございますが、概要書の52ページから57ページにわたっております。53ページをごらんいただきたいと思っております。

上段から事業名の4段目でございますが、健康診査委託料といたしまして269万3,000円の計上になっております。前年度におきましては1億2,314万2,000円ということで、大幅な減額になっておりますが、この分につきましては、今まで基本健診を健康推進課の方で実施しておりました関係で、今後、新年度からは特定健診保健指導の対象者がそれぞれ40歳から74歳までの方が各医療保険者ということで、そちらの方へ移管をいたしますので、こちらの方では二十以上の方で39歳までの方を対象といたします。

健康推進課の事業、他にもいろいろございますが、内容につきましてはほぼ前年と同じでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

続きまして、上下水道部長より御説明をさせていただきます。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、私の方からは下水道課の関係で清掃費、概要書57ページの下の方をごらんいただきたいと思っております。

ここの中で、し尿処理費ということで補助金、合併処理浄化槽設置整備事業補助金ということで、昨年よりも増額で要求をいたしておりますが、これは19年度におきましてそれぞれ要望が非常に多うございましたので、今年度はふやささせていただくというものでございます。それから、下の方で管理組合維持管理請負料、これは旧佐織地区の3地区のコミプラの処理施設の維持管理請負料について、前年並みに要求をさせていただいております。

以上、簡単ですが、続きまして経済建設部長より御説明を申し上げます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは経済建設部所管の主なものについて、御説明をさせていただきます。概要の59ページをお開きください。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費におきまして、農業振興地域の整備に關しまして、農用地の効率的な利用の促進を図り、農用地を保全し、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備を行う農業振興整備のための土地利用計画の作成をいたしたく、農業振興地域整備計画基礎資料及び農用地利用計画策定委託料として485万1,000円の計上をお願いしてございます。

1枚はねていただきまして、61ページをお開きください。

目5の農業土木費でございますが、土地改良施設整備事業補助金といたしまして、対前年度比25%強の増として2億1,393万5,000円、それから、もう1枚はねていただきまして62ページをごらんください。目8の排水対策費におきましては、湛水防除事業古瀬地区の採択に向けての計画書作成のため、排水機能調査測量古瀬地区委託料ということで、483万円の予算の計上をさせていただいております。

63ページの方へお目を移していただきたいと思います。

款7商工費、項1商工費、目2の商工振興費におきまして、近隣の津島市、弥富市等と協議・検討をしまして、平成20年度より当市におきましても消費生活や多重債務に悩む方に対処すべく、消費生活専門相談員の資格を有する方を月1回程度配置をいたしまして、助言等をいただくようにということで、その賃金の計上をお願いしてございます。

1枚はねていただいて、64ページをお開きください。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費におきまして、従来から4地区においての道路整備事業が実施されたものにつきまして、道路台帳の加除・修正をするというものとあわせまして、19年度より3年計画をもって進めてまいっています道路台帳の一元化作業がこの20年で2年目に入りますけれども、その作業経費と合わせまして、道路台帳整備委託料といたしまして6,273万8,000円の予算計上をお願いしてございます。

1枚はねていただいて、66ページをお開きください。

目3の橋梁新設費におきまして、この20年度につきましては、市道草平1号線の佐織橋の耐震補強工事2,278万5,000円を橋梁点検、また橋梁台帳整備をいたしたく、その委託料といたしまして1,848万円の予算計上をお願いしてございます。

その下段の方へお目を移していただきたいと思います。

項3都市計画費、目1都市計画総務費におきましては、都市の将来像、土地利用、まちづくりの方針を作成するために都市計画マスタープランの策定委託料1,000万円、また都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画作成のために、緑の基本計画策定委託料といたしまして600万円、また勝幡駅前広場の詳細設計をいたしたく、勝幡駅前広場詳細設計委託料3,000万円の予算計上をお願いしております。よろしく願いをいたします。

次は、消防長より御説明を申し上げます。

## ○消防長（古川一己君）

それでは失礼をいたします。

消防費関係について御説明を申し上げます。

67ページをお開きいただきたいと思います。

なお、今回の消防費の予算規模でございますけれども、9億3,515万6,000円でございます、前年度比311万3,000円の減額となっております。

まず1目の常備消防費、その中の需用費、一般消耗品の部分でございますけれども、これにつきましては、本年6月からすべての住宅に設置が適用となります住宅用火災警報器普及啓発資機材を初め、消防の広場、また火災予防運動等を通じ、攻めの広報活動に関する経費を計上させていただきました。

また、救急関係といたしましては、2,500出動、9,500処置に対応すべく、救急救命処置資機材、また救命講習関係では1,000人分の経費を計上させていただいております。昨年にはこの講習会等の成果ということで、自主防災会等の講習会で1人の方の命が助かっております。

それでは、はねていただきまして68ページをごらんいただきたいと思います。

印刷製本費の関係でございます。これも消耗品同様、住宅用の火災警報器普及啓発用の全戸配布パンフレットを主に計上させていただいております。

次の69ページの中で委託料、その中で救急隊員のB型肝炎感染予防対策といたしまして、B型肝炎予防接種を4年周期での実施をお願いするものでございます。

はねていただきまして、70ページをごらんいただきたいと思います。

備品購入費、救急備品でございます。救急事業の増加、または救急車の同時複数現場出動時における救急車の不足時に対応すべく、ポンプ車隊先行出動による処置対応といたしまして、ポンプ車両へAED2基を積載・配備するものであります。

また負担金の中で、消防長会の中では、救急業務の高度化に伴う救命士に対する包括市体制の構築といたしまして、海部地方の2二次医療機関、また加えて名古屋圏の2三次医療機関との常時支持体制の確立を図るものでございます。また、学校教育・職員教育関係におきましては、消防学校においては初任科を初め7課程7人、救命士養成につきましては、救急救命士、また気管挿管救命士、薬剤救命士、それぞれ1人の養成を予定しております。

71ページの方をお目通し願いたいと思います。

2目の非常備消防費でございます。非常備消防費につきましては、今回の消防団の組織改正に伴いまして、430人の団員減数分の報酬、また旅費、消防車両、また小型動力ポンプ、車庫詰所等の維持管理費等の経常経費において約3,000万円程度の減額となっております。

それでは、72ページをお開きいただきたいと思います。

72ページの一番上、委託料でございます。その中に、旧の消防団の車庫内の処分費として、171万2,000円を計上させていただきました。

3目の消防施設費でございます。工事請負費におきましては、消防水利整備といたしまして

耐震性貯水槽新設1基、また、このたび県道の拡幅工事に伴いまして既設水槽が撤去されます。それに伴いまして、県の委託事業として1基、計2基を整備し、消火栓は10基の新設・増強整備を計画しております。また、火の見やぐら等の解体工事におきましては、消防団の組織改正に伴い不要となる施設の撤去、これにつきましては5年計画で予定をいたしております。

もう1点、緊急情報システムのバックアップ工事でございます。現在の指令台の設備は平成3年に整備をいたしております、既に16年が経過し、更新の必要時期を迎えておりますが、今日の消防の広域化等の協議を進める中において、今現在それぞれの経費の投入はいかがいというところで、必要最小限の設備をバックアップとして整備をお願いするものでございます。

以上で、消防費関係の説明を終わらせていただきます。引き続き教育費については、教育部長から御説明を申し上げます。

### ○教育部長（水谷洋治君）

それでは、第10款教育費の主なものについて御説明を申し上げますので、概要書73ページをお願いいたします。

第1項教育総務費、1目の教育委員会費であります、不登校児童・生徒に対する学校復帰の支援を行うために、適応指導教室を市江地区コミュニティセンター会議室で開設する事業費といたしまして、指導員の賃金を初め、需用費及び会議室の改修工事費や備品購入費など合わせまして1,069万6,000円を計上させていただきました。

次に、2目事務局費でPTA補助金でございますが、各小・中学校におけるPTA活動の運営を円滑に推進するために、合併時より1校当たり一律20万円の補助をしておりましたが、見直しを行いまして、均等割を現行の50%とし、総額で20%のカットを行い、児童・生徒割を残額により調整をさせていただきました。限度額といたしましては20万円といたしております。

続きまして、75ページをお願いいたします。

小学校費の学校管理費で、夏休み期間を利用して行います施設修繕工事費として、8,620万3,000円を計上させていただきました。あわせまして耐震補強工事の関係でございますけれども、本年度におきましては、佐屋小学校、立田北部小学校、北河田小学校、草平小学校の4校で計画をさせていただいております。事業費といたしましては2億5,745万円でございます。

76ページをお願いいたします。

補助金の中で、児童指導事業補助金と総合学習活動補助金におきましては、先ほど申しましたPTA補助金と同様に、1校当たり一律の補助金でございましたが、同一考えのもとに見直しを行わせていただきました。

続きまして、78、79ページをお願いいたします。

中学校の学校管理費でございますけれども、中学校におきましても施設修繕工事費といたしまして6中学校分3,957万1,000円の計上と、あわせまして耐震補強工事では、佐屋中学校の工事費を計上させていただきました。

79ページの上段のところに、補助金の事業名が列記してございますけれども、その中で、生徒指導事業補助金と総合学習の補助金につきましても、先ほど申した小学校の補助金同様、1校

当たり一律の補助金でございましたが、見直しを行いました。双方とも均等割を現行の50%といたしまして、生徒指導事業補助金につきましては総額で30%のカット、残りを生徒割で調整を行いました。また、総合学習補助金につきましても総額で20%のカットを行っております。生徒割は残額で調整をいたしております。なお、総合学習補助金については限度額を昨年度までの30万円としております。

次に、生徒の職場体験事業であります。あいち・出会いと体験の道場推進事業につきましては、19年度と同様に県事業として予算計上をさせていただいておりますが、去る3月1日に文部科学省の事業であるキャリア・スタート・ウィーク推進地区の指定を受けることが内定をいたしました。事業内容につきましては、ほとんどが同じ内容であります。予算執行につきましては県になると聞いておりますので、大変申しわけございませんが6月議会におきまして見直しをさせていただきますので、その節にはよろしくお願いをいたします。

続きまして、80ページをお願いいたします。

4項社会教育費の1目社会教育総務費の中で、サクラメント愛知県人会等交流事業でございますが、この事業につきましては、平成17年度と18年度に国際交流促進事業として企画課所管で行ってまいりました。サクラメント愛知県人会交流派遣団派遣事業、これを事業本来の目的でございます愛西地域から渡米された多くの先人の方々のアメリカ移民に関する歴史を風化させないという歴史・文化の継承という観点を重視することによりまして、平成20年度から新たに社会教育課所管でスタートをするものでございます。なお、本年4月にはサクラメントより県人会の代表の方が本市を訪問されるという連絡が来ております。そうした交流事業に伴います一連の関係事業費も計上をさせていただいております。

続きまして、81ページをお願いいたします。

2目公民館運営費の公民館事業委託料で、昨年と比べまして減額となっておりますけれども、従来、佐屋・佐織の二つの公民館で歌謡ショーなどを開催しておりましたが、佐屋公民館におきましては、経年劣化によります修繕工事を最優先での施行を考えておりまして、19年度まで双方で開催しておりました事業について一部見直しをいたしました結果、減額が生じておりますけれども、従来から行ってきております公民館講座におきましては引き続いて継続をしてまいります。

4目文化財費で、概要書の予算額等について計算ミスがありましたことに対して、申しわけございませんでした。おわびして訂正をさせていただきます。その中の印刷製本費でございますけれども、予算額といたしましては158万7,000円の計上をさせていただいております。内容といたしましては、「蓮の図鑑」「ふれあいマップ」の増設のほかに、昨年各地区で行われましたお鍛祭りの関係をA4版で40ページほどにまとめまして、特別展図録を印刷して製本するという計画で進めております。

82ページをお願いいたします。

3目図書館費でございますけれども、多文化共生社会を実現するためにフレンドシップの継承交付金事業を活用いたしまして、市内に在住されております外国人の方にもより多く図書館を

利用していただくように、備品購入費で外国語図書の本の購入費と、またその本を収納いたします書架の購入費を計上をさせていただいております。

続きまして、86ページをお願いいたします。

5項の学校給食管理費の中の委託料でございますけれども、その中でPFI導入可能性調査につきましては、学校給食佐屋センターが建築後31年を経過しておりますし、また立田センターにおきましても同様に22年経過をしております。佐屋、立田の給食センターとも2回目の設備の更新時期が来ておきまして、行革の本部会議におきまして、施設の統廃合の一環といたしまして、2センターを統廃合して新たな給食センターの建設計画ということの確認を受けました。それにつきまして、私どもといたしましては、民間手法によります整備建設計画を手法の一つといたしまして検討するために、導入可能性調査の調査費399万円を計上させていただきました。

以上が教育部の主な事業でございます。

続きまして、企画部長より御説明申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

最後の11款公債費の関係でございます。

1目元金におきまして、これは通常償還分以外に、表の中ほどに公的資金補償金繰り上げ償還額ということで、旧簡保資金2件について789万3,000円の繰り上げ償還をお願いしております。これは、一定の条件を備えていれば、平成4年以前に国など公的資金から高い利率で借りた地方債の繰り上げ償還を、補償金、これは利子相当分でございますが、補償金なしで償還できるという制度を活用するものでございます。それで、本市におきましては利率6%以上の資金が対象となりますが、償還期間も決められておりますので、20年度につきましては利率7%以上の、これは郵政省の関係でございますが、旧簡保資金について繰り上げ償還をお願いするものでございます。

なお、補償金免除繰り上げ償還の内容、また繰り上げ償還をする上での一つの要件として公表することとなります財政化健全計画につきましては、議員各位に別添資料ということで配付をさせていただいておりますので、御参照ください。

それから、財源につきましては減債基金からの繰入金を充当する予定でおります。なお、通常分の元利償還額につきましては、償還年次計画表に基づき予算計上しております。

一般会計の概要説明につきましては、以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、ここでお昼の休憩をとります。

再開は予定どおりでいいですか。それでは、午後1時半から再開をさせていただきます。以上です。

午後0時16分 休憩

午後1時30分 再開

#### ○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして、ただいまより会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第16号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

日程第20・議案第16号：平成20年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

議案第16号：平成20年度愛西市土地取得特別会計予算について、御説明を申し上げます。

概要書の88ページをお願いいたします。

平成20年度土地取得特別会計予算の総額につきましては、3億200万円でございます、前年度に比べ0.7%の増となっております。内容の方を説明させていただきます。

1款土地開発基金費で利子積立金として253万5,000円を計上いたしました。対前年度の増因につきましては、一般会計で内容説明を申し上げますように、基金から発生する利率0.45%を見込んだことによる増の要因でございます。

2款土地取得費の関係でございますが、公共事業用として先行取得できる物件が生じれば購入したいという考えで、前年度と同額の予算を計上させていただきました。これに関連する歳入といたしましては、基金からの利子253万5,000円と土地開発基金からの借入金2億9,946万5,000円を計上させていただいております。

土地取得特別会計予算については以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第17号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

それでは次に、日程第21・議案第17号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、議案第17号をお願いいたします。

平成20年度愛西市国民健康保険特別会計予算について、御説明を申し上げます。

この平成20年度愛西市国民健康保険特別会計予算の予算総額、事業勘定におきましては71億7,604万円で、前年度に比べまして2.8%の増となっております。なお、直営診療施設勘定におきましては1億6,438万5,000円で、前年度に比べまして1.6%の減となっております。

予算の主な内容につきましては、お手元の予算概要書により御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明をさせていただきたいと思いますので、概要書の5ページをお願い申し上げます。

こちらの方に国民健康保険特別会計事業勘定の歳入がございます。

まず、1款から10款までございますが、保険税についてはあまり大きく変わっておりません。

3款の療養給付費等交付金でございますが、3億940万円の減額となっております。これは退職者医療制度の見直しによりまして、対象者が60歳から65歳までに縮小されたことによるものでございます。

次に、4款の前期高齢者交付金が新たに新設をされております。金額5億3,233万6,000円の増額でございます。これにつきましては、後期高齢者医療の導入に伴って、前期高齢者65歳から74歳までの方の加入率が全国平均を上回った場合について交付をされるものでございます。

続きまして、8款繰入金でございます。繰入金につきましては2億2,012万円ほどの減額となっております。これは一般会計繰入金で7,012万円、そして基金の繰入金で1億5,000万円それぞれ減額となっております。ちなみに、一般会計からの繰入金額は3億9,412万9,000円でございます。平成20年度予算71億7,604万円でございます。

それでは、歳出の方の説明をさせていただきたいと思っておりますので、89ページをお願いいたします。

この89ページから歳出になります。めくっていただきまして、主なものだけ説明をさせていただきますので、90ページの方をお願い申し上げます。

第2款の保険給付費でございますが、保険給付費につきましては、昨年度より1億9,216万1,000円の減額となっておりますが、この予算につきましては、実績等を勘案して見込みをさせていただいております。

続きまして、第3款をお願いいたします。3款のところ、老人保健の拠出金ということで4億4,565万3,000円の今年度予算でございますが、老人保健の方への拠出金で本年度6億6,847万9,000円の減額となっております。これは、御承知のように医療制度の改正によるものでございます。

続きまして、はねていただきまして92ページをお願いいたします。

6款の後期高齢者支援金等でございます。予算額7億8,249万2,000円でございます。後期高齢者医療支援金等で、今申し上げました7億8,249万2,000円の増額になっております。これは、先ほど申し上げておりますように、老人保健制度が後期高齢者医療に移行することに伴うものでございます。

続きまして、第7款保健事業でございます。こちらの方では、1億4,045万2,000円の予算をお願いいたしております。保健事業費で1億2,801万1,000円の増額となりました。これは生活習慣病の早期発見、重症化予防を目的といたしました特定健康診査等がこの平成20年度4月より保険者において実施をすることになったことに伴うものの関係でございます。こちらの方で、委託料といたしまして特定健康診査委託料1億2,336万3,000円を予算化させていただいております。ちなみに、該当をいたします国民健康保険の医療保険者が事業主体になりまして、年齢は40歳から74歳までの方が対象になります。

続きまして、直営診療施設勘定につきまして御説明をさせていただきますが、また7ページの方へお戻りをいただきたいと思います。

直営診療施設勘定でございますが、前年度に比べまして、先ほども申しあげましたように1.6%の減額になっております。

1 款診療収入におきましては700万円ほどの減額になりましたが、昨年の実績を見ました上での予算でございます。そして、歳入合計1億6,438万5,000円となっております。

歳出につきましては、事業の内容そのものは変わってございませんので、昨年と同じ内容でございます。詳細につきましては、94ページから96ページの方に記載させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第18号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第22・議案第18号：平成20年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、続きまして議案第18号：平成20年度愛西市老人保健特別会計予算について、御説明を申し上げます。

まず、この平成20年度愛西市老人保健特別会計予算の総額につきましては12億3,105万5,000円で、前年度に比べまして75.1%の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、制度の改正によるものでございます。平成20年度4月より後期高齢者医療制度へ移行するためでございます。

なお、この老人保健特別会計におきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の附則の第39条によりまして、この平成20年度から3ヵ年間、市町村に設けられた老人保健に係ります特別会計において処理をすることとなっておりますので、その点もよろしくお願いを申し上げます。

それでは、予算の主な内容の説明をお手元の概要書で説明をさせていただきたいと思っております。

歳入から御説明をいたします。8ページをお願いいたします。

老人保健特別会計、この本年度の会計につきましては、従来の法で定められた負担割合で移行する前の部分の予算を計上させていただいております。この移行する前の月数でございますので、実際には3ヵ月分ほど予算を本年度は上げさせていただきましたので、その点一つお願いをしたいというふうに思います。

予算総額は、先ほども申しあげましたように12億3,105万5,000円となっております。

それでは歳出の方、97ページをごらんをいただきたいと思います。

こちらの方に歳出の主なものが上げてございます。2款のところ、医療諸費といたしまして12億2,509万2,000円の予算を入れさせていただきました。先ほども申しあげましたように、本年度この予算を組むに当たりまして、医療給付費等を3ヵ月分を見込ませていただきまして計上させていただきました。そのようなことで、本年度移行する前の部分の予算を上げさせて

いただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第19号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第23・議案第19号：平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、議案第19号をお願いいたします。

平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について、御説明を申し上げます。

まず、この特別会計予算におきましては、先ほど来申し上げておりますように、老人保健制度の廃止に伴いまして後期高齢者医療制度へ移行いたしますので、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、後期高齢者医療に関する収入及び支出については、法の第49条の定めるところによりまして特別会計を設けさせていただきます。

それでは、平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算の予算総額、本年度5億6,325万6,000円でございます。予算の主な内容につきましては、概要書の方で御説明をさせていただきます。

最初に、歳入の方から御説明をさせていただきますので、9ページの方をお願いいたします。

新たな後期高齢者医療特別会計でございます。

まず、1款で後期高齢者医療保険料でございます。本年度予算3億9,478万3,000円でございます。内訳といたしましては、特別徴収でございます部分が3億5,530万5,000円、普通徴収に係る部分が3,947万8,000円といった内訳でございます。

そして、3款の繰入金でございますが、これは一般会計からの繰入金で1億6,826万9,000円の内訳でございますが、事務費につきまして999万7,000円、そして保険基盤の安定金ということで1億5,827万2,000円でございます。合わせて歳入合計5億6,325万6,000円でございます。

歳出につきましては、98ページをお願いいたします。

こちらの方で主なものでございますが、2款で後期高齢者医療広域連合納付金とございます。5億5,315万5,000円でございます。後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。内訳といたしましては、後期高齢者医療保険を医療保険者とする特別徴収と、普通徴収の被保険者に係ります保険料を後期高齢者広域連合に納付するものでございます。保険料合計で3億9,478万3,000円、先ほど歳入の方で申し上げた金額でございます。それと延滞金の10万円、そして低所得者等の保険料の軽減分を補てんして、後期高齢者医療広域連合に負担をいたします市の持ち分4分の1でございますが、保険基盤安定繰入金といたしまして1億5,827万2,000円でございます。合わせまして、先ほど申し上げました5億5,315万5,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

◎日程第24・議案第20号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第24・議案第20号：平成20年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第20号：平成20年度愛西市介護保険特別会計につきまして、御説明を申し上げます。

平成20年度愛西市の介護保険特別会計の予算総額につきましては、保険事業勘定で34億1,451万4,000円で、前年度に比べまして6.5%の増となっております。

サービス事業勘定につきましては1億9,877万9,000円で、前年度に比べまして12.1%の減ということになっております。

予算の主な内容につきまして、概要書により説明を申し上げます。

まず、歳入からお願いしたいと思います。10ページをお願いいたします。

介護保険特別会計の保険事業勘定の歳入でございますが、保険料につきましては、事業計画、あるいは高齢者の推移等を勘案いたしまして計上をさせていただいております。

国庫支出金、支払基金交付金等につきましては、保険給付費に対する所定の負担割合に基づいて計上をさせていただきました。

はねていただきまして12ページ、サービス事業勘定の歳入でございますが、サービス収入といたしまして、佐屋・佐織デイサービスの介護報酬、あるいは利用者負担の計上、それから繰入金等につきましては、建物等の維持管理に対する繰入金等を主な財源といたしております。

それでは、歳出につきまして99ページをごらんいただきたいと思います。

まず、報酬で第4期介護保険事業計画策定委員会委員報酬、それから委託料につきまして第4期介護保険事業計画策定委託料、これにつきましては平成21年から3年間の計画を策定するものでございます。

それから、委託料の中に弁護士委託料というのがありますが、介護報酬不正利得返還請求訴訟に係る弁護士費用でございまして、現在もまだ係争中ではございますが、上げさせていただいております。

それから、101ページの保険給付費、それから102ページの予防給付費でございますが、事業計画、高齢者の推移等に基づき必要な経費を計上させていただきました。

それから、103ページをお願いいたします。

地域支援事業費の中の委託料で、生活機能評価委託料が新規で上がっております。これは老人保健法で行われておりました生活機能評価を、平成20年度からは介護保険が引き継ぐことになりましたので、介護予防事業費の中で計上させていただいたものでございます。

それから、105ページをお願いいたします。

105ページの1項介護保険施設管理費につきましては、佐屋老人福祉センター南館の経費で

ございます。それから2項の老人福祉施設管理費につきましては、佐屋老人福祉センター北館の経費を計上させていただいております。

106ページをお願いいたします。

通所介護事業費につきましては、佐屋・佐織のデイサービスセンターの運営に係る経費でございます。

それから、107ページの介護予防支援事業費でございますが、包括支援センターが行う新予防給付に関するケアプランの策定等の経費でございます。新予防給付ケアマネジメント委託料が減額になっておりますが、過去2年間の実績を見まして計上させていただきました。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第21号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第25・議案第21号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、議案第21号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について、説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ9億8,937万円といたしておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、概要書の方の108から109ページの方でまずごらんをいただきたいと思います。

この中で歳出の関係でございますが、集落排水もいよいよ最後、次年度は立田地区が最終年ということで事業を残して、来年度中にはすべて完了いたすという予定をいたしております。

それで、予算につきましても印刷製本費で今年度は伸びておりますが、それぞれ使用料等対象コストがふえてまいりますので、その分が伸びておるということでございます。

それから委託料の中で、新たに農業集落排水の台帳データ処理をしたいということで、早尾地区も終わってまいりましたので、そういった測量業務等も含めてやらせていただきたいと思いますということで、大きく予算を計上させていただいております。

それからあとは、それぞれ対前年につきましては、より1地区ということで工事その他処理場の委託工事等についても額が減ってきております。それと施設管理費につきましては、それぞれ八開地区の分について、それぞれ需用費等で組みさせていただき、なお佐屋・佐織地区については、管理組合の維持管理請負料というような方で参加の方を組合させていただいております。

非常に簡単です。それから下の方で、コミュニティー・プラント事業費ということで、これにつきましては、佐屋の永和台地区の関係の処理施設管理組合の分についての予算の計上をさせていただきます。

それから歳入の方では、13ページの方で、先ほど歳出の方で言いました事業に伴う分担金、

負担金、それから使用料とか、国・県支出金等を組みわせていただいて、不足については一般会計からの繰入金をもって歳入の充当ということで組みわせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

非常に簡単ですが、以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第22号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第26・議案第22号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

次に、議案第22号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について、説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ12億6,302万3,000円と定めさせていただいております。

それでは、これも同じように概要書で110ページの方をごらんを賜りたいと思います。

概要書の歳出の110ページの方でございますが、それぞれ委託料ということで、昨年に増しまして大きく計上させていただいておりますのは、管路施設工事に伴う基本並びに詳細設計の業務委託ということで、また来年度も大きく予算の要求をさせていただいております。

それから、ことしも引き続いて下水道台帳システム、これは毎年伸びてまいりますので、そういうところの分を引き続いてお願いしたいということと、受益者の負担金とか下水道料金システムがいよいよ供用開始に向けて一段的にまずは準備段階というようなところで、この辺についても構築の準備段階ということで委託をして準備していきたいということで計上をさせていただいております。

それから、管渠の布設工事ということで、ことしも6億7,300万工事費で予定をさせていただいておりますが、旧佐屋でいいますと東保町、今年やりました続きの残る部分についてをやりたい。それから佐織地区の勝幡町、現在やりました残りの勝幡の、今度は名鉄との間の付近がまだずっと残っておりますので、そちらの方を中心に工事を進めてまいりたいということで予算を上げさせていただいております。

それから負担金ということで、これは県への負担金ということで、処理場の関係の事業費、それから幹線管渠の負担金等が発生してまいりますので、その必要部分の負担金等を計上させていただいております。それから、引き続き水道移設等補償費、地下のことですので水道管、ガス管、それからNTTとろんな支障が出てまいるといけませんので、そういった補償費的なものも今年も引き続き組みわせていただいております。

それから、戻って歳入の方でございますが、14ページでございます。

先ほどの集排と同様でございますが、この事業に伴います国・県の補助金、それから一般会

計からの繰入金等を財源として計上をさせていただき、また起債等市債ということで、予算的な部分を歳入の方で見させていただいております。

以上、簡単ですが、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第23号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第27・議案第23号：平成20年度愛西市水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、続きまして議案第23号：平成20年度愛西市水道事業会計予算について、御説明を申し上げます。

この第2条の方で、業務の予定量というところで書かせていただいておりますが、今年は給水戸数を9,542戸ということで、これは増加分も見込んで予定をいたしております。それから、年間総給水量としては320万立方メートル、1日平均給水量としては8,767立方メートルを予定ということで組ませていただいております。

それから、収益的収入及び支出の関係でございますが、収入といたしまして、水道事業収益としては4億5,110万5,000円、内訳で営業収益で4億3,546万3,000円、営業外収益として1,562万9,000円を組ませていただいておりますが、これは他会計からの補助及び利息等を組ませていただいております。

支出といたしまして、水道事業費用として4億6,347万8,000円でございます。内訳的には営業費用として4億4,536万9,000円、営業外費用が619万8,000円、特別損失として491万1,000円、予備費として700万円ということで、ここでごらんいただいたように赤字予算として組ませていただいております。

はねていただきまして、4条の方で、資本的収入及び支出の関係でございますが、資本的収入といたしまして1億924万円を予定させていただきました。内訳的には加入者の分担金ということで1,166万7,000円、工事負担金として5,250万1,000円、これは下水道工事に伴う補償費等でございます。それから他会計からの出資金507万2,000円、これは石綿管更新事業等に伴う一般会計からの補助ということを見込んでおります。企業債として4,000万円、これにつきましては八開浄水場の更新事業に充てたいということで、ここで起債を上げさせていただいております。

資本的支出の関係でございますが、2億1,868万9,000円、内訳として建設改良費で2億1,283万1,000円、企業債の償還で585万8,000円を見ております。

下の5条の方では、企業債の利率等の償還を定めたものでございます。

それから6条の方で、一時借入金の限度額といたしましては2,000万円というふうに定めをさせていただきます。

なお、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費6,270万2,000円、他会計からの補助、これは高料金対策ということで、一般会計からこの会計に補助を受ける金額でございますが1,439万5,000円、これは人件費相当ということでございます。

それでは、内容の関係で、概要書の111ページの方をごらんいただきたいと思います。

ここでは収益的支出の関係でございまして、概要的に昨年と同様で、内容的に大きく変わってはおりません。伸びておるのは委託料ということで690万7,000円、これは佐織地区の浄水場の点検委託で増加をいたしておるものでございます。修繕費の減につきましては、佐織中部浄水場のろ過材の取りかえの工事が見てあるからでございます。

それから、はねていただきまして112ページの方でございますが、こちらで受水費として2億525万5,000円を見させていただいております。これは県水の購入費ということでございます。あとは前年同様並みの計上をさせていただいております。

113ページの方で委託料が伸びておりますが、これは水道料金の調定システムの改修委託という費用でございます。

それから、概要書の115ページの方でございますが、ここで工事請負費ということで2億347万8,000円を見ております。これは右の欄を見ていただきますと、このように工事請負ということで内容を細かく記載をさせていただいております。

以上、簡単でございますが、ひとつよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第28・請願第1号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第28・請願第1号：後期高齢者医療制度の実施中止を求める意見書の提出についての請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

##### ○21番（永井千年君）

紹介議員の最初に載っておりますので、私が4名の紹介議員を代表して提案をさせていただきます。

お手元の請願書を朗読して提案にかえたいと思います。

愛西市議会議長 佐藤勇殿、請願団体は、佐屋年金者組合の支部長・塩月幸男さんであります。愛西市佐屋町佐屋新田16の2。それから、団体として佐織年金者組合支部長の中井弘二さん、新日本婦人の会佐屋支部長の金子秀子さん、新日本婦人の会佐織支部長の恒川光子さん、佐織未来をひらく会の代表の濱崎裕功さん、以上が請願団体であります。紹介議員は私、永井千年、宮本和子議員、加藤敏彦議員、真野和久議員の4名であります。

後期高齢者医療制度の実施中止を求める意見書の提出についての請願。

平成20年4月から75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度が実施されます。高齢者の医療保障は多年にわたって社会の進展に寄与してきたものとして、かつ豊富な知識と経験

を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるという老人福祉法の理念に基づき、国と地方自治体の責務です。世界に類を見ない年齢差別の後期高齢者医療制度をこのまま実施させることはできません。

この制度に対して、全国の1,795自治体のうち512自治体が後期高齢者医療制度の中止・撤回や保険料負担増凍結などの意見書が提出をされています。

ぜひ愛西市議会として、国会及び政府に対し、後期高齢者医療制度の実施中止を求める意見書を提出されるように請願をいたします。

なお、各界におきましては、既に皆さん御存じと思いますが、2月27日に野党4党による廃止法案が提出されたことを申し述べておきたいと思っております。

ぜひ、採択をしていただけるよう提案をさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・陳情第1号から日程第32・陳情第4号まで（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、お諮りいたします。日程第29・陳情第1号：市町村管理栄養士設置に関する陳情についてから、日程第32・陳情第4号：愛西市火葬場計画の見直しを求める陳情についてまでを一括議題とし、会議規則第36条第3項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・選挙第1号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第33・選挙第1号：海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

それでは、海部地区環境事務組合議会議員の選挙について、御説明をいたします。

海部地区環境事務組合議会議員には、現在、加藤敏彦議員、榎本雅夫議員に御活躍をいただいておりますが、任期満了が平成20年3月31日となっております。そのため今回改選をお願いするものです。

任期は平成22年3月31日まででございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月12日午前10時より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後 2 時10分 散会